

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 甲 第 号
------	---------

氏 名 倉田 研一

論 文 題 目

戦前期日本における理髪制度の成立過程に関する研究

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授 丸山 和昭

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 辻 浩

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 江頭 智宏

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

理美容を支える職業人の養成や、資格、規制に関する諸制度の歴史について扱った学術的な成果は数少ない。また、理美容の資格や規制は、今日において厚生労働省が管轄するように、公衆衛生と密接なかわりを持つが、この点に注目したうえでの理美容の歴史を検証した成果は更に少ない。

このような状況を鑑み、本論文が目的とするのは、戦前期の日本における理髪制度の成立過程を、その背景となった感染症対策や公衆衛生制度、及び理髪を担う人々の置かれた状況等の広範な社会情勢も踏まえたうえで、当時の史資料に基づいて明らかにしていくことにある。本論文の内容には、同時代資料に基づいた理髪制度と公衆衛生行政の関連の検証や、各地の文書館史料の調査に基づく道府県別の理髪規則の異同の検証等が含まれており、幅広い史資料の収集に基づいた労作である。

本論文における関心の中心は、大正期以前に女髪結、昭和期に美容師と称された人々にある。しかしながら、現在は美容師法と理容師法という二制度に分離独立しているが、戦前期の理髪規則は理髪(現在は理容)と女髪結(現在は美容)さらに美顔術・美容術(現在のエステ)を包含し規制していたことを重視し、本論文では制度に関わる内容については、共に論じている。

また本論文は、戦前の女髪結の養成校の歴史について、その一端を明らかにするものでもある。教育史及び職業教育史の領域で女髪結養成を扱った研究は少ない。全国に養成校が存在したという伝聞はあるが、これらの学校のほとんどが現存せず、戦災などによって同時代の資料が失われている。このような状況の中で唯一、東京都公文書館には戦前期に各種学校として届出のあった美髪・美容学校の設立認可届が残されている。本論文では、これらを史資料として戦前期の養成校の特徴を検討した。明治初期東京府に設立された各種学校については、先行する歴史研究によって明らかにされている部分もあるが、全ての分野の学校が扱われてはおらず、簿記(商業)、音楽、医療関係の各種学校の歴史が明らかにされているにとどまる。本論文では、先行研究が取上げることができなかった東京府に設立された美髪・美容学校の特徴を、設立認可届に基づき、時代背景と関連付けながら検討した。

本論文では、序論において研究目的、先行研究、研究方法と使用する史資料を示したうえで、第一章では理髪営業取締規則制定の経緯を、第二章では取締強化のための理髪規則の改正の経緯を、第三章では理髪試験導入の経緯と各道府県の理髪規則の特徴を、それぞれ明らかにしている。また、第四章では、理髪規則に対する行政側の視点を示すものとして、当時の警視庁と内務省吏員の見解を取り上げている。第五章では、当時における女髪結と美容師の養成の特徴について、東京府の養成校の史資料に基づいて明らかにしている。結論として第六章では、本論文が明らかにした知見を整理するとともに、今後に残された課題について論じている。

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

本論文が明らかにした主な知見は、以下のようにまとめられる。

- 1) 戦前期の道府県別に定められた理髪規則は、衛生管理規定、試験規定、指定校設置規定、罰則規定を含む内容を持っていた。内容には道府県別の相違があるものの、理髪における衛生管理を規定するとの基本骨格は共有されていた。1899年、京都府において全国に先駆けて理髪規則が定められた背景にも、理髪所が伝染病を媒介する危険性が高いと判断されたことがあった。
- 2) 1918年、全国ではじめて理髪試験を導入したのは大阪府であった。背景として大阪では、容易に店舗を開業できる事もあって、過当競争が生じていた。一方、行政側は、理髪業界参入者における公衆衛生の軽視を問題視していた。大阪府の試験導入を契機として、その後に各道府県もこれに追随した。
- 3) 1930年代以降、内務省と警視庁の吏員が警察専門雑誌及び公衆衛生誌を通じて、規則統一に関する議論を展開していた。警視庁が規則統一を求めた背景には、他府県の試験合格証の審査に煩雑さが生じ、これを解消する意図があった。その後、戦争により統一問題は棚上げされ、戦後に持ち越されたと考えられる。
- 4) 学校を通じた職業人養成について、理髪人業界は女髪結に先んじていた。理髪人は1906年に大日本美髪会という組織を作り、「賤業からの脱却」をめざして、全国規模の理髪衛生及び技術講習の展開、並びに理髪学校の設立を進めた。これらの動向が、女髪結を含む結髪業界に波及していったものと考えられる。
- 5) 東京府の美髪・美容学校では、多くが「貞淑有為の婦人の養成」「婦徳を滋養する」との目的を掲げていた。これは1913年を最初とする美髪・美容学校の設立目的から認められる。女髪結に対する賤業視を払拭しようとする意図が、その背景にあったと考えられる。他方、「貞淑有為」と、これに類似した内容を除けば、職業人としての女髪結や美容師を育てることが教育の主眼であった。
- 6) 美髪・美容学校では、伝染病や皮膚科学といった医学系の科目が学校設立当初より必修であった。また法規と消毒法を併せて必修科目としている場合もあった。法規の科目がない場合も、衛生管理(消毒法)の科目において、規則上の規定に則った内容が講じられていたと考えられる。さらに戦前期の美髪・美容学校においては、エステやネイルなど、現代につながる様々な美容の専門分野の勃興も読み取れた。
- 7) 戦前期の美容業界では当初、女髪結(伝統的な日本髪を扱う)と美容師(洋髪とエステを扱う)の業界が分かれていた。洋装の進展と共に、洋風髪型を作るウェーブ形成技術が浸透して、これを女髪結も扱わざるをえない状況になり、境界が崩れていったと考えられる。昭和期に入ると、統一規則制定の請願運動に女髪結業界と美容師業界が共に参加するようになっていた。

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

以上の内容に対し、審査委員からは次のような指摘や質問がなされた。

- 1) 本論文の貢献の一つは、戦前期における理髪制度の成立や学校設立の背景として、公衆衛生の課題があったとの点を史資料に基づいて検討したところにあると考えられる。しかし、論文全体を通して幅広い論点が扱われているため、公衆衛生の課題と、理髪制度や学校設立との関連が見えづらい構成となっている。この論文の独自の貢献を、より明示的に示すうえでは、構成に工夫の余地があるのではないかと。
- 2) 本論文においては、各地の文書館史料に基づいて道府県別の理髪規則の異同を明らかにした点に、多くの労力が割かれていると理解する。しかし、その重要性に比して、文書館史料に基づく調査の方法についての記述が少ないとの印象を持つ。史資料の解説については、本文における重要性と整合的であることが望ましい。
- 3) 当時、外国人理髪師の存在が問題視されていたとの点については、あくまで当時の関係者の認識に基づく指摘であることが明確となるよう、表記上の工夫の余地がある。
- 4) 四章までに示された理髪規則の問題と、教育学、教育史の課題との間には距離がある。戦後につながる理美容の教育問題を考える上では、理美容の国家資格問題の検討が必須であり、その歴史的な背景を考える上では、戦前における理髪規則を押える必要があるとの問題意識であると推察するが、この点が明確となるよう、よりの確に研究課題を整理する余地があるのではないかと。関連して、四章までの理髪規則の問題と、五章における教育の問題の関係についても、より明確な説明が求められる。
- 5) 第五章において、職業の地位向上に関わる倫理上の問題と、学校教育の設立目的が関連づいているとの点を指摘したところが興味深い。他方、女性の自立と学校設立との関係については、もう少し踏み込んで検討することも可能だったのではないかと。

こうした指摘や質問に対し、学位申請者からは、収集した史資料の限界や、今後の研究課題として取り組むべき点とも関連付けながら、説明の補足が行われた。回答を踏まえての協議の結果、本論文は、先行する知見の少ない理美容の職業領域について、試験制度や教育機関の成立の背景を、当時の公衆衛生行政との関りも視野に入れて、幅広い史資料に基づき検証した成果として意義を持つと認められた。よって、審査委員は、全員一致して本論文を博士（教育）の学位に値するものと判断し、論文審査の結果を「可」と判定した。

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨